

みずほコーポレート銀行の中間財務諸表(単体)

当行は、中間貸借対照表、中間損益計算書について証券取引法第193条の2の規定に基づき監査法人の監査証明を受けています。

中間貸借対照表

(単位:百万円)

科目	平成14年度中間期 (平成14年9月30日現在)
資産の部	
現金預け金	3,107,638
コールローン	671,932
買現先勘定	963,031
債券貸借取引支払保証金	2,015,428
買入金銭債権	129,667
特定取引資産	3,928,103
金銭の信託	32,101
有価証券	15,208,780
貸出金	32,160,833
外国為替	509,485
その他資産	2,694,128
動産不動産	283,247
債券繰延資産	57
繰延税金資産	1,123,380
支払承諾見返	3,982,436
貸倒引当金	899,528
投資損失引当金	2,054
資産の部合計	65,908,670
負債の部	
預金	15,625,087
譲渡性預金	6,714,422
債券	8,819,691
コールマネー	12,050,363
売現先勘定	4,309,017
債券貸借取引受入担保金	2,194,528
売渡手形	1,367,382
コマースャル・ペーパー	80,000
特定取引負債	3,076,009
借入金	2,798,935
外国為替	232,006
社債	653,100
その他負債	2,009,462
賞与引当金	4,217
退職給付引当金	1,489
偶発損失引当金	138,700
再評価に係る繰延税金負債	67,421
支払承諾	3,982,436
負債の部合計	64,124,271
資本の部	
資本金	710,000
資本剰余金	655,241
資本準備金	655,241
利益剰余金	729,464
利益準備金	207,761
任意積立金	409,353
中間未処分利益	112,349
土地再評価差額金	110,283
その他有価証券評価差額金	420,590
資本の部合計	1,784,398
負債及び資本の部合計	65,908,670

中間損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成14年度中間期
	(平成14年4月1日から 平成14年9月30日まで)
経常収益	790,661
資金運用収益	531,415
(うち貸出金利息)	(339,710)
(うち有価証券利息配当金)	(123,225)
役務取引等収益	57,765
特定取引収益	36,877
その他業務収益	71,802
その他経常収益	92,800
経常費用	745,780
資金調達費用	315,532
(うち預金利息)	(75,148)
(うち債券利息)	(59,972)
役務取引等費用	13,530
その他業務費用	26,449
営業経費	151,377
その他経常費用	238,890
経常利益	44,880
特別利益	889
特別損失	9,488
税引前中間純利益	36,281
法人税、住民税及び事業税	19
法人税等調整額	1,676
中間純利益	34,584
前期繰越損失	78,447
会社分割による未処分利益の増加額	126,444
合併による未処分利益の受入額	28,868
土地再評価差額金取崩額	898
中間未処分利益	112,349

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項(平成14年度中間期)

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当事業年度期首と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については当事業年度期首と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算

定)時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 動産不動産

建物については定額法、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

動 産：2年～20年

(2) ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

債券繰延資産(債券発行費用)は、商法の規定する最長期間(3年間)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,234,370百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異

各発生年度の従業員の平均残存勤務期間(10~12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を引き当てております。

なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。

7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。

また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

11. 税効果会計に関する事項

中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当事業年度において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。

追加情報

(外貨建取引等会計基準)

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

なお、当中間会計期間は、「銀行業における外貨建取引等の会計処

理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間貸借対照表上、相殺表示しております。

資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の間接決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。

なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

注記事項(平成14年度中間期)

中間貸借対照表関係

- 子会社の株式及び出資総額 575,961百万円
なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。
- 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券等のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,541,253百万円、再貸付けに供している有価証券は32,739百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは1,183,388百万円であります。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は363,506百万円、延滞債権額は753,826百万円あります。但し、左記債権額のうち、最終処理につながる措置である(株)整理回収機構への管理信託方式による処理分は565百万円あります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は30,552百万円あります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,459,947百万円あります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,607,832百万円あります。但し、左記債権額のうち、最終処理につながる措置である(株)整理回収機構への管理信託方式による処理分は565百万円あります。

異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢が替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の間接決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益または未払費用を計上しております。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の間接会計期間末残高の総額は2,788,700百万円あります。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は366,779百万円あります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

特定取引資産	550,066百万円
有価証券	7,373,453百万円
貸出金	1,064,779百万円
- 担保資産に対応する債務

預金	201,650百万円
コールマネー	1,919,300百万円
売現先勘定	4,103,821百万円
債券貸借取引受入担保金	1,573,116百万円
売渡手形	1,349,300百万円

 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金40,368百万円、有価証券1,359,106百万円及び貸出金190,790百万円を差し入れております。
子会社及び関連会社の借入金等の担保のための担保提供はありません。
また、動産不動産のうち保証金権利金は13,797百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は15,027百万円あります。
なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は18,259百万円あります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件に

ついて違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,574,840百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが22,357,123百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,622,751百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,561,558百万円であります。
12. 動産不動産の減価償却累計額 136,303百万円
13. 動産不動産の圧縮記帳額 9,048百万円
14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,563,180百万円が含まれております。
15. 社債は全額、劣後特約付社債であります。
16. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該

評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。

17. その他資産には、平成7年度における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。

当行としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて当行敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。

また、当行としては、当行の主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,852百万円を偶発損失引当金として計上しております。(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項6.引当金の計上基準(5)偶発損失引当金参照)

中間損益計算書関係

1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。

建物・動産	5,432百万円
その他	13,296百万円
2. 「その他経常収益」には、株式等売却益26,201百万円、外国法人税に係る未収還付金34,338百万円及び退職給付信託設定益20,714百万円を含んでおります。
3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額32,689百万円、貸出金償却101,216百万円及び株式等償却49,039百万円を含んでおります。
4. 「特別損失」には、動産不動産処分損5,112百万円及び退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額4,375百万円を含んでおります。

リース取引関係

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額

	動産	その他	合計
取得価額相当額	14,682百万円		14,682百万円
減価償却累計額相当額	6,672百万円		6,672百万円
中間会計期間末残高相当額	8,010百万円		8,010百万円

未経過リース料中間会計期間末残高相当額

	1年内	1年超	合計
	3,273百万円	7,599百万円	10,872百万円

当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

当中間会計期間の支払リース料	2,240百万円
減価償却費相当額	2,949百万円
支払利息相当額	172百万円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

	1年内	1年超	合計
	10,438百万円	80,026百万円	90,464百万円

有価証券関係

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

当中間会計期間末(平成14年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
関連会社株式	163,604百万円	82,656百万円	80,948百万円

(注)時価は、当中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいております。

重要な後発事象

当行の取引先であるTXU Europe Ltd は、平成14年11月19日(現地時間)に英国高等法院の決定を受け、法的整理手続が開始されました。当社に対する当行の貸出金は9,247百万円でありますが、損失負担額については、現在確定しておりません。

当行の完全親会社である株式会社みずほホールディングス(以下、MHHDという。)は、同社の平成14年12月4日の取締役会において、グループ収益力強化のための事業再構築に取り組むことを決議しました。事業再構築の概要は以下のとおりであります。なお、以下の内容は、株主総会における承認及び国内外当局による許認可等を前提にしております。

1. 新金融持株会社「みずほフィナンシャルグループ(仮称)」(以下、MHFGという。)を設立し、平成15年3月に、MHHDとMHFGが株式交換を行い、MHHDはMHFGの完全子会社となります。
2. 平成15年3月に、本事業再構築に伴い、当行の直接子会社ないし関連会社の状況が変動いたします。その主なものは以下のとおりであります。

(1) MHFGの直接子会社ないし関連会社となる会社

第一勧業アセットマネジメント株式会社、興銀システム開発株式会社、みずほアセット信託銀行株式会社、富士投信投資顧問株式会社、興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社、みずほ総合研究所株式会社、株式会社富士総合研究所

(2) 株式会社みずほ銀行の直接子会社となる会社

みずほインベスターズ証券株式会社

(3) 当行の直接子会社となる会社

みずほ証券株式会社